

山梨県立育精福祉センター（成人寮・児童寮）の主な対話事項・課題等について

主な対話事項及び施設固有の課題を踏まえ、対応策等に関するアイデアがございましたら、積極的な御意見、御提案をお願いします。

【主な対話事項】

1. 指定管理者が行う業務

（成人寮）

- ① 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例（以下条例）第2条の知的障害者及び通知児童に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項の生活介護を行う事業に関する業務
- ② 施設条例第2条の知的障害者に対し、障害者総合支援法第5条第8項の短期入所を行う事業に関する業務
- ③ 施設条例第2条の知的障害者及び通知児童に対し、障害者総合支援法第5条第10条の施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）を行う事業に関する業務

（児童寮）

- ① 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例（以下センター条例）第3条の知的障害児に対し、児童福祉法第7条第2項の障害児入所支援を行う事業に関する業務
- ② センター条例第3条の知的障害者及び通知児童に対し、生活介護を行う事業に関する業務
- ③ センター条例第3条の障害児に対し、短期入所を行う事業に関する業務
- ④ センター条例第4条の知的障害者及び通知児童に対し、施設入所支援を行う事業に関する業務

（共通業務）

- ① 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- ② 利用料金の収入に係る業務
- ③ 前各項目に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2. 民間ノウハウを活用した県民サービス向上に関する提案

（1）事業展開に関する提案

- ・ 利用者の満足度向上
- ・ 周辺施設との連携 等

- (2) 施設整備に関する提案
 - ・施設及び設備の新たな設置や改修 等
- (3) 事業方式に関する提案
 - ・施設への投資回収期間を見込んだ指定期間の延長
- (4) 自主事業の提案

【課題】

- ・利用者の障害の重度化及び高齢化への対応
- ・知的障害に限らない多種多様（発達等）な利用者の特性への対応
- ・上記利用者へ対応する為の職員の育成及び人材の確保 等